



令和元年度

# 日米連お米HACCP支援事業 申込書

令和 年 月 日

申込者 (社名・店名)	社名・店名		業務内容	
	フリガナ 代表者名		<input type="checkbox"/> 米穀小売 <input type="checkbox"/> 米穀卸 <input type="checkbox"/> 集荷業者 <input type="checkbox"/> 生産者 <input type="checkbox"/> その他(                    )	
			営業年数	
	〒 □□□-□□□□		年	
	TEL (       )                    -		FAX (       )                    -	
E-mail		@		
概要	従業員数	精米機	扱い数量	会員資格
	名	馬力	約 トン	<input type="checkbox"/> 日米連 一般会員 <input type="checkbox"/> 日米連 団体会員所属組合員 <input type="checkbox"/> 会員外

## 申込内容

<input type="checkbox"/>	<b>サポート 1</b> お米HACCP記録簿	会員 1冊 2,000円 <small>(税別)</small> 会員外 1冊 3,000円 <small>(送料別) (税別)</small>
<input type="checkbox"/>	<b>サポート 2</b> お米HACCP適合確認サービス	会員 年間 24,000円 <small>(税別)</small>
<input type="checkbox"/>	<b>サポート 3</b> 上記2のオプション 現地確認調査	1回確認費用 30,000円 <small>(税別)</small> +交通費実費
<input type="checkbox"/>	<b>会員外</b> お米HACCP確認サービス+現地確認調査	会員外 年間 78,000円 <small>(税別)</small> +交通費実費

日米連  
FAX

# 03-5846-9942

# 日米連お米HACCP支援事業 実施規程

一般財団法人日本米穀商連合会

## 第1条 目的

一般財団法人日本米穀商連合会(以下、「日米連」という。)は、改正食品衛生法の下で、小規模なとう精を行う事業者及び米穀を販売する事業者(以下、「小規模米穀事業者」という。)が、日本米穀小売商業組合連合会が厚生労働省の審査・確認を受けて策定した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」(以下、「手引書」という。)に基づいた衛生管理を行うことを支援並びに確認することにより、当該小規模米穀事業者が製造又は販売する米穀の品質及び安全性の向上を図ることを目的とする。

## 第2条 責務及び役割

この規程において、日米連及び小規模米穀事業者の責務と役割は次の通りとする。

- 1 日米連は、改正食品衛生法に基づくHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を広く小規模米穀事業者へ告知し、小規模米穀事業者のニーズに応じた衛生管理の方法を推進するとともに、その方法に応じた支援事業を提供し、支援事業は本規程の適正な運用を行うこととする。
- 2 小規模米穀事業者は、手引書の一般衛生管理手順書に基づく衛生管理の遂行と記録を継続的に行うものとする。

## 第3条 支援事業の内容

- 1 日米連は、小規模米穀事業者が自ら手引書に基づく衛生管理を行い、記録保存する場合に使用できる「年度毎のお米HACCP記録用帳簿」を作成し、広く頒布するものとする。  
また、当該記録帳簿の頒布価格は、本会理事会で定めるものとする。
- 2 日米連は、小規模米穀事業者が社会的に信頼を得るために希望する小規模事業者に対し、「お米HACCP適合確認サービス」を実施する。当該サービスは、小規模米穀事業者が日米連所定の記録シートに衛生管理の実施内容を記録し、定期的に日米連へ送付することで、日米連による適合確認及び指導を行うものとする。
- 3 日米連は、2で確認を受ける小規模米穀事業者のうち、現地確認を希望する者に対しては、所定の調査員による現地確認を行うものとする。  
なお、日米連会員以外の者については、現地確認の実施を必須条件とする。

## 第4条 適合確認業務の申込方法

第3条の2の適合確認業務を希望する者(以下、「適合確認希望者」という)は、次の手順に従い、日米連へ申込を行うものとする。

- 1 適合確認希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、日米連に提出する
- 2 日米連は、申込記載事項を審査し、事業実施の有無を判断した上で、実施決定を行う
- 3 申込記載事項は次の通りとする
  - (1) 申込希望者の住所・社名・代表者名・業務内容・精米工場規模等
  - (2) 団体会員等の所属組合員にあっては当該団体の承認印
  - (3) その他、審査に必要な事項
- 4 日米連は、適合確認業務を決定した者(以下、「適合確認事業者」という)に対し、適合確認事業者決定書を通知することとする。

## 第5条 確認業務の内容

日米連は、適合確認事業者に対し、次の書類の提出を求め、当該項目に基づき、適合確認業務を行うものとする。

- (1) 手引書に基づく「製造工程図」
- (2) 上記「製造工程図」に基づく「一般衛生管理計画」
- (3) 日米連が定めた期日までに提出された「月次HACCP記帳報告」
- (4) その他、適合確認業務に必要な事項

## 第6条 調査員による現地確認

- 1 適合確認事業者のうち日米連が定める調査員による現地確

認を希望する者は、その旨を日米連に届け出なければならない。

- 2 日米連は、希望する適合確認事業者へ調査員を派遣し、現地確認指導等を行うこととするが、その際の指導内容は別に定める。
- 3 調査員は、現地調査後、一ヶ月以内に日米連に調査報告書を提出しなければならない。

## 第7条 確認標識等の交付等

日米連は、適合確認事業者に対して、確認実施年度の「日米連お米HACCP適合確認事業者」を証する店頭貼付用標識を交付するとともに、確認開始から一定期間の後に別添「日米連お米HACCP確認マーク」の使用を許可することとする。

## 第8条 報告義務

適合確認事業者は、次のいずれかに該当する場合は速やかに日米連に報告をしなければならない。

- (1) 事業者の住所居店、社名変更、代表者変更、電話、メールアドレス変更等
- (2) 団体会員の所属員にあっては、団体からの脱退
- (3) 法令に違反した場合
- (4) その他、確認の継続に著しく問題があると思われる事項

## 第9条 適合確認事業者の取消

日米連は、適合確認事業者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、適合確認業務の継続を一時的に中止することが出来るものとする。

- (1) 第5条の(1)で提出された「製造工程図」、「一般衛生管理計画」に虚偽等が判明し、改善を求めても、なお改善されない場合。
- (2) 正当な理由なく第5条の(3)に掲げる報告が3か月間届かない場合。
- (3) 適合確認事業者が、虚偽又は誇大な表示及び広告を行い、改善を求めても、なお改善されない場合。
- (4) 第8条の(2)～(4)の報告がなされない場合  
また、その場合は、第8条に掲げるマークの使用は即座に中止することとする。

## 第10条 適合確認業務の継続及び辞退等

1 適合確認事業者から辞退の申し出がない限りは、適合確認業務は継続するものとする。

2 適合確認事業者が適合確認業務を中止する場合は、適合確認業務辞退の届出をしなければならない。

また、その場合は、第7条に掲げるマークの使用は即座に中止することとする。

## 第11条 適合確認費用

適合確認を希望する事業者は、日米連に対し、次に掲げる費用等を納付しなければならない。

- (1) 本会会員及び団体会員所属組合員 24,000円(税別)
- (2) 本会会員以外の者 78,000円(税別)
- (3) 第6条に掲げる調査員による現地確認を希望する者は上記に加え、別途現地確認費用として30,000円(税別)及び交通費実費を徴収する。(2)の者については上記費用に30,000円は含むものとする。

なお、当該費用は年度ごとに発生し、期中であっても月数割引は行わない。

また、第9条及び第10条により業務を中止した場合でも費用の返金は行わない。

## 第12条 機密の保持

日米連及び現地確認調査員は、業務を公正かつ適正に行うとともに、現地確認業務に関して知得した業務上の機密を漏らしてはいけない。

## 付則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。